

申し込みのしおりは8月17日(火)から配布

桜木霊園 返還墓地使用者の募集

再整備が完了した返還墓地の使用者を募集します。

区画面積・募集区画数など

区画面積	募集区画数	永代使用料* (墓石代、工事費は別)	管理料 (年額)
2.4～3.1㎡	39	375,000～484,375円	5,020円
3.2～3.9㎡	21	500,000～609,375円	
4.0～4.9㎡	60	625,000～765,625円	
5.0～6.0㎡	50	781,250～937,500円	

*永代使用料は一括納付

申込資格 次の条件を全て満たす方

- 本市に住所を有し、1年以上継続して市内に居住している方
- 焼骨（分骨不可）を所持し、祭祀を主宰する方
- 現在、桜木霊園・平和公園の墓地（納骨堂を除く）の使用許可を受けていない方
- 申込者と焼骨との続柄が配偶者、2親等内の血族、千葉県パートナーシップ宣誓をしている者のいずれか

申込方法 8月17日(火)～9月7日(火)消印有効。申し込みのしおり(17日から、桜木霊園管理事務所、生活衛生課、平和公園管理事務所、区役所地域振興課で配布)に添付の申込書を、〒264-0028若葉区桜木1-38-1桜木霊園管理事務所へ郵送または持参。電子申請も可(8月17日(火)8:30～9月7日(火)17:00受信分有効)。

公開抽選 9月30日(木)13:30～15:00に、市役所8階正庁で公開抽選(結果は全員に通知)。当選した方は、10月中に資格審査を行い、11月に利用区画を抽選で決定し、来年2月以降に使用開始予定です。

詳しくは、[桜木霊園 返還墓地 募集](#)

☎桜木霊園管理事務所 ☎231-0110 ☎231-0124

8月は食中毒予防強調月間

食中毒に注意しましょう

気温が高くなるこの時期、細菌などによる食中毒が多数発生します。家庭でも、次の点に注意しましょう。

細菌・ウイルスを付けない

手や包丁・まな板などの調理器具に付着した細菌などを食品につけないために、適切に洗浄しましょう。

また、肉や魚などの調理前の食品と、生で食べる食品や調理済みの食品を分けて取り扱しましょう。特に、魚介類は調理する前に流水でよく洗いましょう。

細菌を増やさない

食品に付着した細菌は、高温多湿な環境で活発に増殖するので、調理した食品は早めに食べましょう。保存する場合は、冷蔵庫(10℃以下)や冷凍庫(マイナス15℃以下)に入れましょう。購入した食品は表示の保存方法を確認し、適切に保存することも大切です。低温で増殖する細菌もいるので、冷蔵庫を過信せず、早めに食べましょう。

冷蔵や冷凍が必要な食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう



編集担当N

細菌・ウイルスなどをやっつける

細菌などは、加熱により減らすことができます。食べる直前に食品の中心部まで十分に加熱(85～90℃で90秒以上)しましょう。生食用の販売・提供が禁止されている牛・豚の肝臓(レバー)や豚肉(内臓を含む)は、細菌や寄生虫感染などによる食中毒を避けるため、よく焼いて食べましょう。特に、子どもや高齢の方など抵抗力が弱い方は、食肉やカキなどの生食を控えましょう。

☎食品安全課 ☎238-9935 ☎238-9936

介護保険施設などの居住費・食費、高額介護サービス費の負担限度額が変わります

介護保険施設などの居住費(滞在費)・食費における負担軽減の認定要件と負担限度額が8月利用分から変わります。

既に認定を受けている方も更新の手続きが必要です。手続き方法など詳しくは、お問い合わせください。

認定要件	居住費・滞在費(日額)				食費(日額)	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設入所	ショートステイ
生活保護受給者や中国残留邦人等支援給付受給者などで、資産が1,000万円(夫婦の場合2,000万円)以下の方	820円	490円	320円 [490円]	0円	300円	300円
世帯全員(世帯分離の配偶者が市税非課税)が、高齢福祉年金受給者で、資産が1,000万円(夫婦の場合2,000万円)以下の方	820円	490円	420円 [490円]	370円	390円	600円
合計所得金額と年金収入額の合計額が年額80万円以下で、資産が650万円(夫婦の場合1,650万円)以下の方	820円	490円	420円 [490円]	370円	390円	600円
合計所得金額と年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下で、資産が550万円(夫婦の場合1,550万円)以下の方	1,310円	1,310円	820円 [1,310円]	370円	650円	1,000円
合計所得金額と年金収入額の合計額が年額120万円超で、資産が500万円(夫婦の場合1,500万円)以下の方	1,310円	1,310円	820円 [1,310円]	370円	1,360円	1,300円

[] 内は、介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・短期入所療養介護を利用する場合の金額

高額介護サービス費

利用者負担上限額を超えた分の金額を支給する高額介護サービス費の負担限度額が、8月利用分から変わります。

新たに対象となる方には、10月中旬に案内を郵送します。詳しくは、お問い合わせください。

利用者負担段階区分		負担上限額(月額)	利用者負担段階区分		負担上限額(月額)
課税世帯	課税所得690万円以上の方	世帯140,100円	市税非課税世帯全員が	下記以外の方	世帯24,600円
	課税所得380万円以上690万円未満の方	世帯93,000円		合計所得金額と公的年金などの収入額の合計が年間80万円以下の方	世帯24,600円 個人15,000円
	課税所得380万円未満の方	世帯44,400円		高齢福祉年金受給者、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者など	個人15,000円

☎保健福祉センター高齢障害支援課

中央 ☎221-2198 花見川 ☎275-6401 稲毛 ☎284-6242 若葉 ☎233-8264 緑 ☎292-9491 美浜 ☎270-4073

介護保険管理課 ☎245-5061 ☎245-5623

市・県民税第2期の納期限は8月31日(火)です。納付をお忘れなく!